

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）
労働省令第一号

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2～4（略） 5 法第五十八条の三第二項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～十八の五（略） 十八の六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条 第一項に規定する電子債権記録業 十九～三十九（略） 6～11（略） （子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの） 第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第四十五条第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2～4（略） 5（同上） 一～十八の五（略） （新設） 十九～三十九（略） 6～11（略） （子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの） 第五十三条（同上） 一 第四十五条第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務</p>

二・三
(略)

二・三
(略)